

平成 21 年度改正関係参考資料

(経済危機対策関係の税制措置を含む)

(法人税関係)

目 次

I 平成 21 年度税制改正関係

- ・ 棚卸資産の評価方法の改正 1
- ・ 企業再生関係税制の改正 4
- ・ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額の繰越
控除制度 6
- ・ 外国等のカルテル等課徴金の損金不算入 7
- ・ 中小法人等に対する軽減税率の時限的引下げ 8
- ・ 省エネ・新エネ設備等の即時償却制度 9
- ・ 土地税制の改正 10
- ・ 中小法人等の欠損金の繰戻し還付 12
- ・ 特定目的会社等に係る課税の特例 13
- ・ 認定 N P O 法人の認定要件の経過的な特例 14

II 「経済危機対策」関係

- ・ 研究開発税制の拡充 15
- ・ 中小企業の交際費課税の軽減 16

(注) 国際課税については、税制ホームページの各種税金の資料中『国際課税に関する資料』
の項目にある「平成 20 年度改正関係参考資料」をご参照ください。

棚卸資産の評価方法の改正

【改正の内容】

企業会計の国際的コンバージェンスの観点から行われた棚卸資産の評価の見直し（平成 20 年 9 月 26 日企業会計基準委員会公表「棚卸資産の評価に関する会計基準」）を踏まえ、税制上も棚卸資産の評価について、所要の経過措置を講じたうえで、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法を除外する（法令 28①一）

【経過措置】（別紙参照）

- ① 原則として、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用（改正法令附則 2）。ただし、現に後入先出法等を選定している法人については、企業会計の強制適用（平成 22 年 4 月 1 日以後開始事業年度）に合わせた適用とすることができる（改正法令附則 6 ①）
- ② 他の評価方法への変更に伴い生ずる増加所得相当額については、分割して 7 年間均等で益金算入することができる（改正法令附則 6 ④⑦）

○ 棚卸資産の評価方法

企業会計		税制
個別法		個別法
先入先出法		先入先出法
後入先出法 → 除外		後入先出法 → 【改正後】除外
平均原価法	総平均法	総平均法
	移動平均法	移動平均法
	——	単純平均法 → 【改正後】除外
売価還元法		売価還元法
最終仕入原価法		最終仕入原価法

[別 紙] 棚卸資産の評価方法に関する経過措置の内容

- ① 施行日（平成 21 年 4 月 1 日）の前日（平成 21 年 3 月 31 日）の属する事業年度において後入先出法等（旧評価方法）を選定している法人（旧評価方法適用法人）については、旧評価方法により帳簿に記載することにより、経過事業年度^(注1)について引き続き旧評価方法を適用できる（改正法令附則 6 ①）
- ② 旧評価方法適用法人が、移行事業年度^(注2)において、旧評価方法からそれ以外の評価方法（新評価方法。特別な評価方法を除く）に変更しようとする場合には、その変更しようとする事業年度の申告期限までに届出をすれば変更承認があったものとする（改正法令附則 6 ②）^(注3)。なお、移行事業年度内に変更しなかった場合には、法定評価方法である最終仕入原価法により評価する（改正法令附則 6 ③）
- ③ 変更事業年度^(注4)において増加する所得の基因となる変更後の期末評価額と変更前の期末評価額の差額（評価変更調整金額）については、分割して 7 年間均等で益金算入できる（改正法令附則 6 ④⑦等）

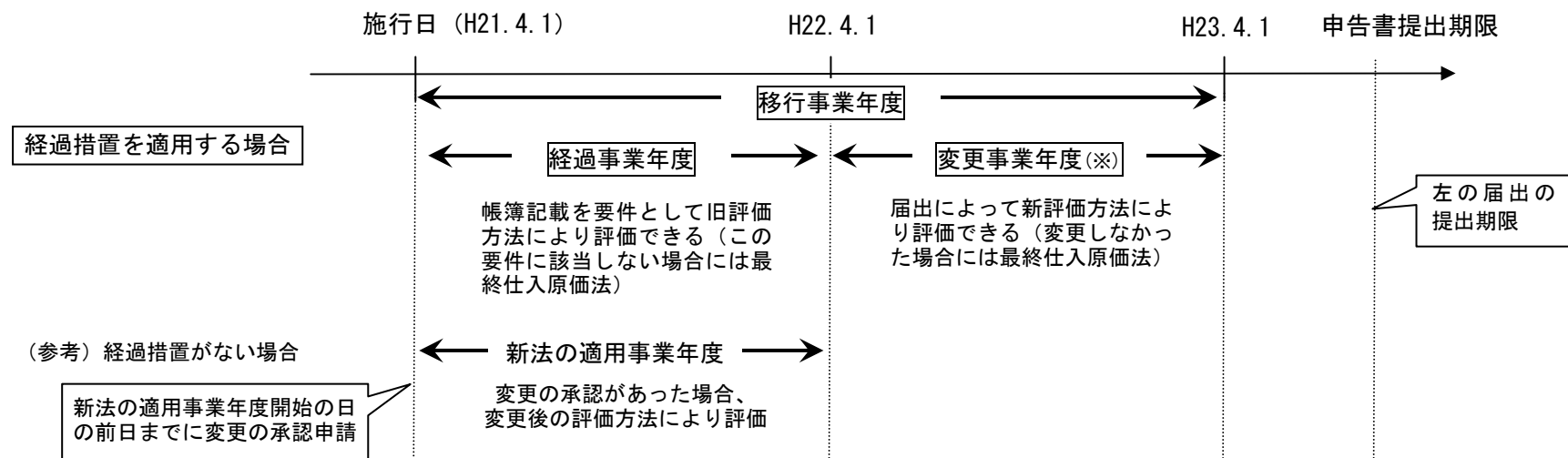
（注 1）施行日（平成 21 年 4 月 1 日）から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度をいう

（注 2）施行日（平成 21 年 4 月 1 日）以後最初に開始する事業年度から平成 22 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度をいう

（注 3）通常、評価方法を変更する場合には、その変更しようとする事業年度開始の日の前日までに変更の承認申請をしなければならない（法令 30）

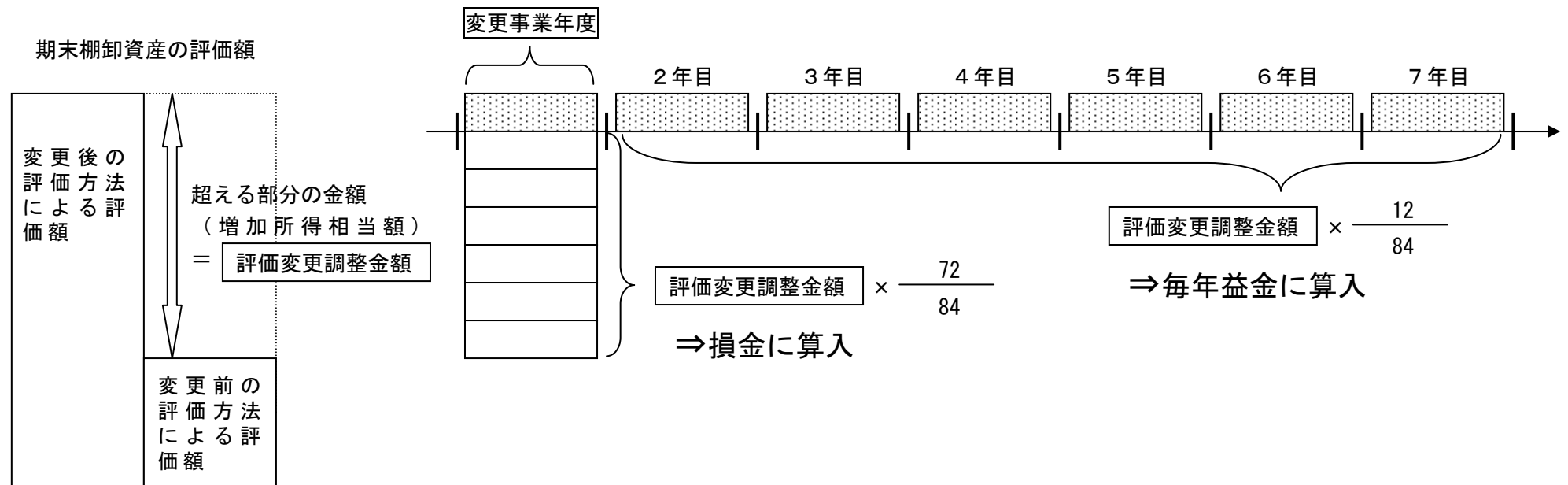
（注 4）評価方法の変更をする事業年度をいう

○手続に関する経過措置（上記①②）のイメージ（3 月決算である旧評価方法適用法人の例）



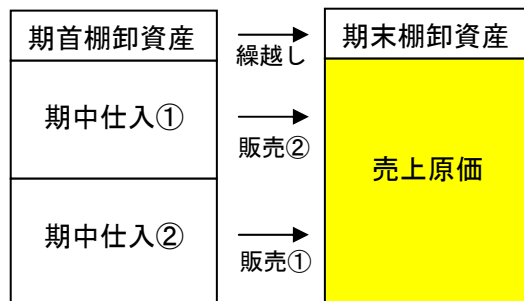
(※) 旧評価方法適用法人が有する棚卸資産（旧評価方法を選定しているものに限る）について新評価方法に変更する事業年度をいう

○増加所得相当額の益金算入に関する経過措置（前記③）のイメージ

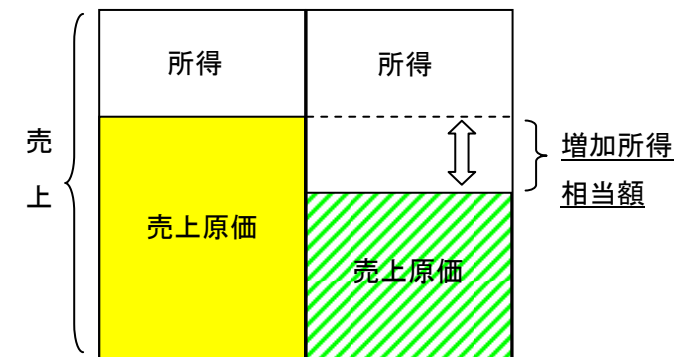
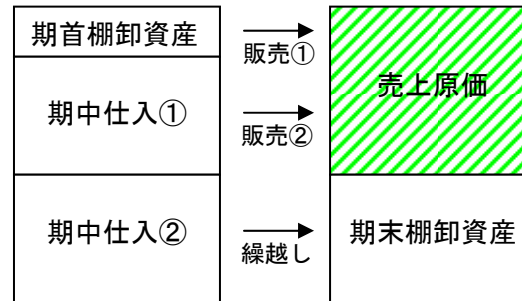


（参考）増加所得相当額のイメージ

変更年度において変更前の方法（後入先出法）によった場合の原価



変更年度における変更後の方法（先入先出法を選定）による原価



企業再生関係税制の改正

【改正の内容】

企業再生が行われる場合の税制上の措置について、次のとおり見直し

(1) 評価損益の計上対象となる資産の範囲の拡充

(2) 一定の私的整理の要件について、地域や中小企業等の実態を勘案して要件の緩和を行うとともに、債務の株式化（いわゆるDES）についても債務免除と同様の取扱いとする

(注) (1) (2) の改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後に企業再生の事実の生ずる場合等について適用（改正法附則 9、改正法令附則 4、改正法規附則 3）

(3) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額の繰越控除制度の適用終了（控除未済額の還付）（P6 参照）

(1) 評価損益の計上対象となる資産の範囲の拡充

- ・ 金銭債権を評価損の計上対象資産に追加（法法 33②～④）
- ・ 民事再生法に基づく法的整理又は一定の私的整理において債務者の有利子負債が 10 億円未満である場合（中小規模再生）には、評価損益が 100 万円以上の資産についても計上対象とする（原則：評価損益 1,000 万円未満の資産は除外）（法令 24 の 2④五）

（参考）資産の評価損の計上対象

発生した事実		評価損の計上要件	評価損の計上対象資産	
			改正前	改正の内容
物損等の事実		損金経理により帳簿価額を減額（期末時価を限度）	棚卸資産・有価証券・固定資産・繰延資産（金銭債権を除く）	
法的整理等の事実	会社更生法の規定による更生計画認可の決定	法律の規定に従う評定		資産の限定をなくす
	上記に準ずる特別の事実	損金経理により帳簿価額を減額（期末時価を限度）		資産の限定をなくす（ただし、評価損として損金経理の対象とならないものは除かれる）
	民事再生法の再生計画認可の決定又は一定の私的整理があったこと	認可決定時の価額又は公正な価額により行う評定	全資産（金銭債権・圧縮資産・トレーディング資産・償還有価証券・評価損益が資本金等の額の 1/2 又は 1,000 万円に満たないものを除く）	金銭債権も対象に追加。中小規模再生の場合には、評価損益が 100 万円以上の資産についても対象とする

（２）一定の私的整理の適用要件の緩和等

一定の私的整理の要件について、次のとおり見直し（法令 24 の 2 ①、68 の 2 ①、法規 8 の 6 ①）

要 件		改 正 の 内 容
① 一般に公表された債務処理の 手続等が定められている準則 に従って策定	第三者である専 門家 <u>3人以上</u> 又 は R C C による 確認を受けてい ること	○ 中小規模再生（有利子負債 10 億円未満）の場合 は、専門家の人数を <u>2人以上</u>
② 債務処理の手続において適正 な資産評定が行われ、これに基 づく貸借対照表が作成		
③ ②の貸借対照表に基づいて債 務免除額が定められているこ と		
④ 2以上の金融機関が債務免除をすることが定めら れていること（R C C等が債務免除をする場合に は、1行のみで可）		○ 一方の債務免除の当事者に地方公共団体を追加 ○ 債務の株式化（いわゆる D E S。ただし、債務 消滅益が見込まれる場合に限り）についても債務 免除と同様の取扱いとする

（注）上記のほか、株式会社企業再生支援機構が関与した私的整理を適用対象に加える予定

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額の繰越控除制度

【改正の内容】

(1) 更正から5年以内に、次の企業再生事由が生じた場合には、控除未済額の還付を請求することができる
(法法134の2④、法令174の2②、法規60の2①)

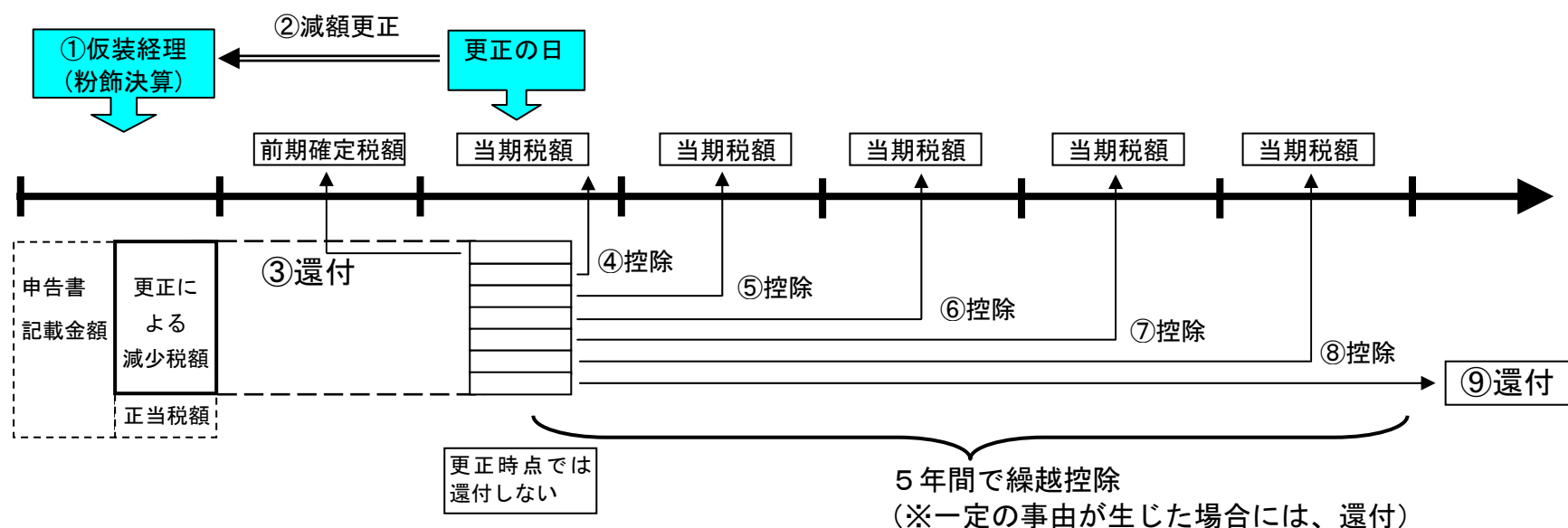
- ・ 会社更生法の更生手続開始決定
- ・ 民事再生法の再生手続開始決定
- ・ 上記に準ずる事業再生計画の決定

(注) 平成21年4月1日以後に生ずる企業再生事由について適用 (改正法附則19②)

(2) 上記のほか、次のとおり所要の整備 (法法134の2③)

- ・ 更正事業年度以後5年間で控除しきれなかった金額がある場合には、控除未済額を還付すること (下記図⑨) を明確化
- ・ 更正から5年以内に、解散・連結納税の承認又は承認の取消しの事実が生じた場合には、その時における控除未済額を還付し、繰越控除制度の適用を終了することを明確化

【制度イメージ】



外国等のカルテル等課徴金の損金不算入

【改正の内容】

外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずる独占禁止法の課徴金に類するものの額は、損金の額に算入しない（法法 55④三）（例）E U 競争法の制裁金

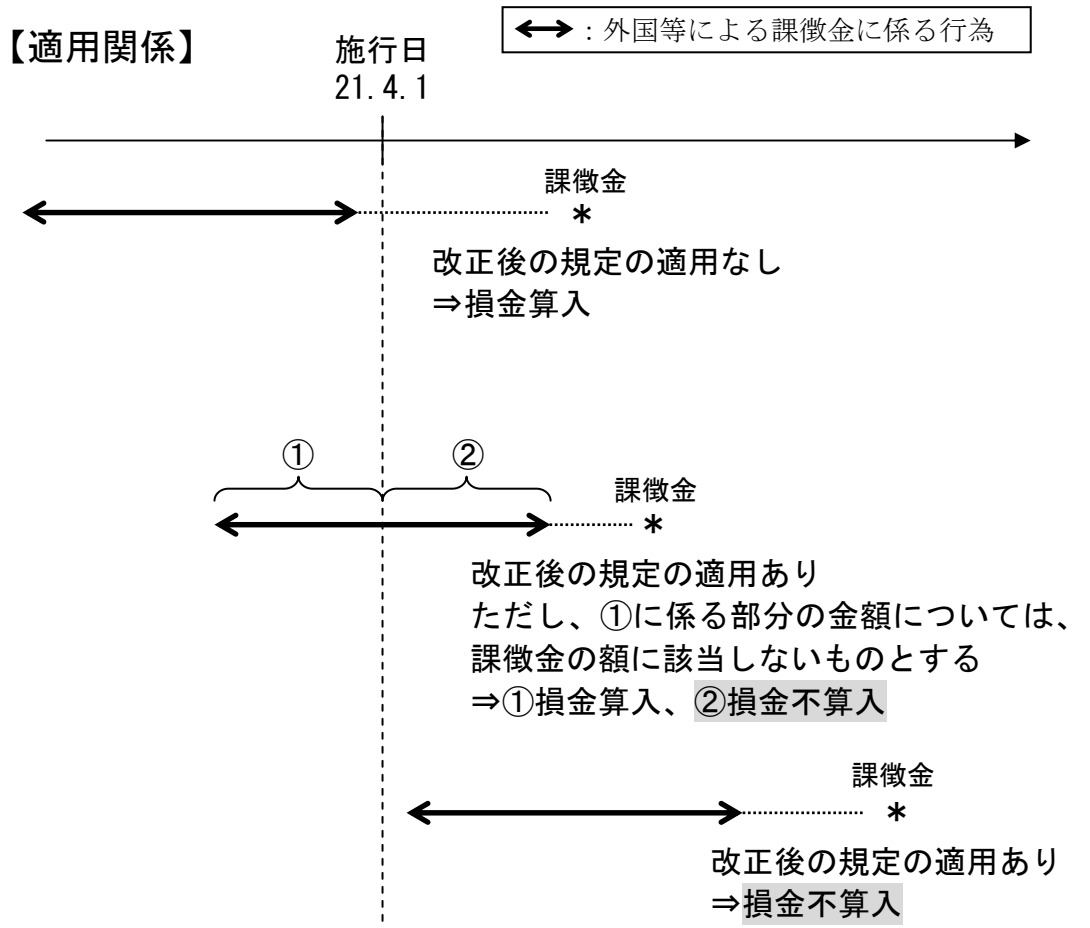
（注）平成 21 年 4 月 1 日以後の行為に係るものについて適用（改正法附則 11）

競争法違反による罰金・課徴金の損金算入の可否

		競争法違反による罰金・課徴金	
		日本が課すもの	外国等が課すもの
区分	罰金 (刑事上の措置)	× (損金不算入)	× (損金不算入)
	課徴金 (行政上の措置)	× (損金不算入)	【改正前】 ○ (損金算入)

【改正後】
×
(損金不算入)

【適用関係】

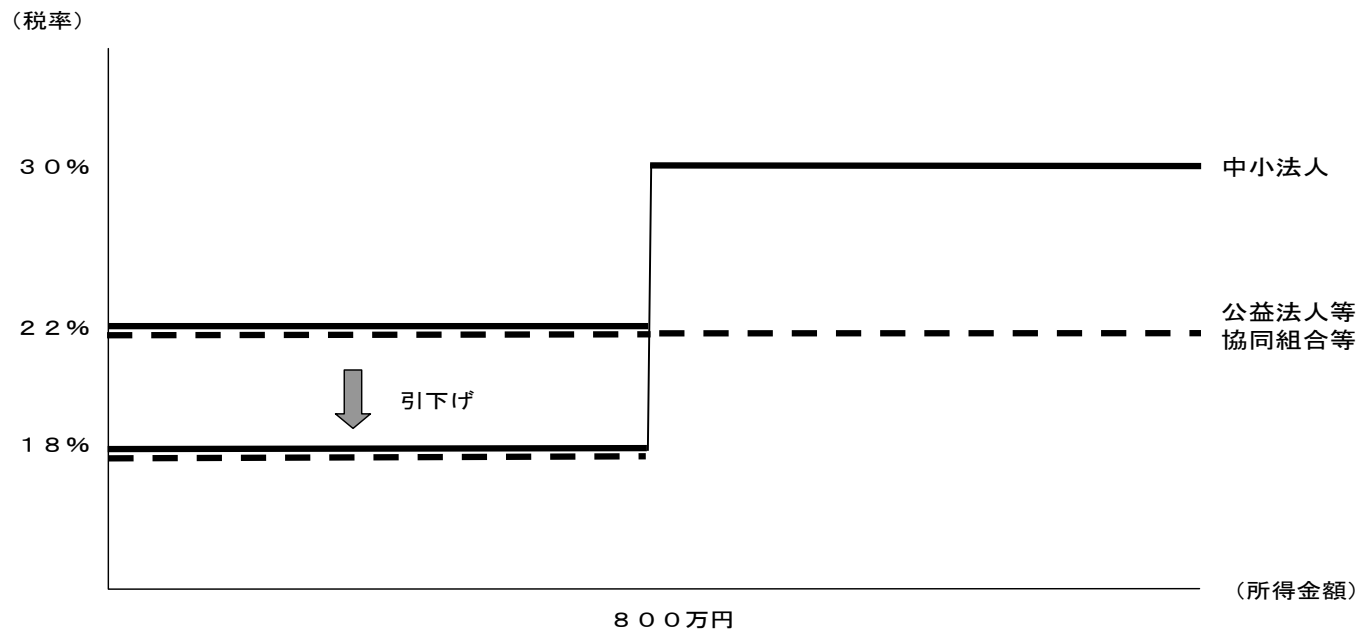


中小法人等に対する軽減税率の時限的引下げ

【改正の内容】

中小法人等の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を 22% から 18% に引き下げる（措法 42 の 3 の 2、68 の 8）

法人税の税率構造



省エネ・新エネ設備等の即時償却制度

エネ革税制の対象となる設備等や省エネ性能の高い家電製品等の生産設備等について、2年間即時償却ができる。

エネルギー需給構造改革推進税制の拡充

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等については、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の全額を償却できる(措法42の5⑥、68の10⑥)。

(設備等の例)

太陽光発電設備、天然ガス自動車、高断熱窓設備 等

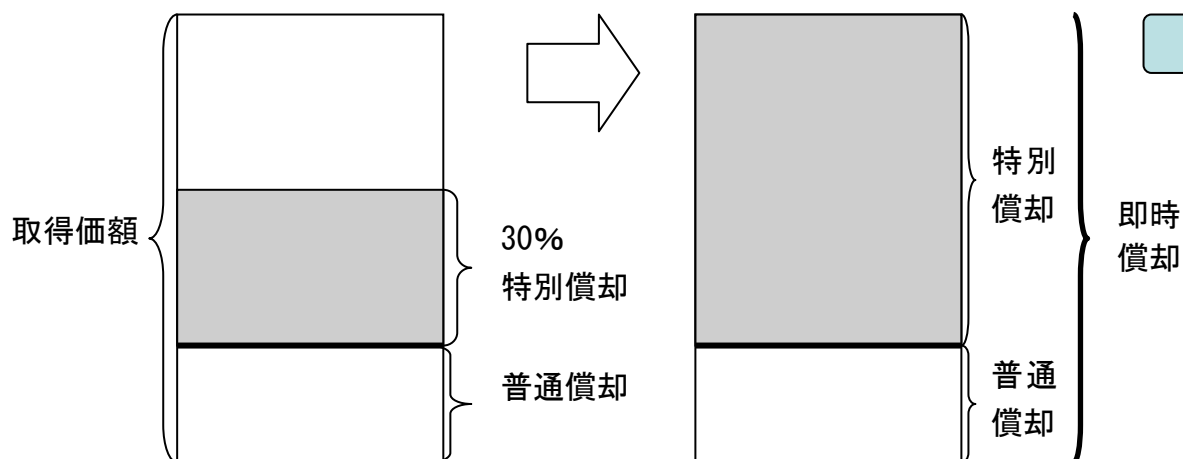
資源生産性向上促進税制の創設

一定の認定計画に基づいて平成23年3月31日までの間に取得等をする、自社の資源生産性を向上させる設備等や省エネ性能の高い家電製品等(※)の生産設備については、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の全額を償却できる(措法44の3②③、68の21②③)。

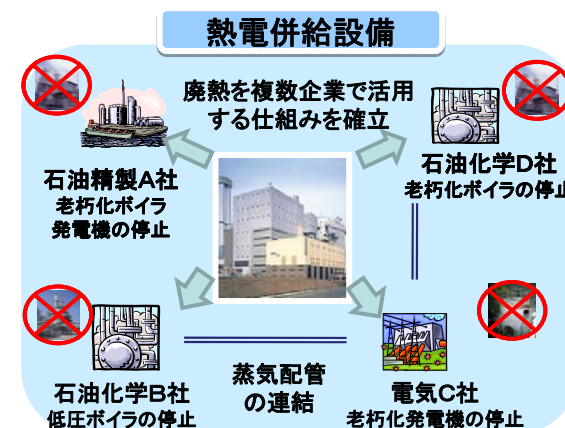
※ トップランナー基準対象製品のうち一定以上の省エネ性能を持つ品目(電気冷蔵庫、テレビジョン受信機等)、太陽熱利用設備、LED(発光ダイオード)照明設備、家庭用燃料電池 等

<改正前>

<改正後>



活用例のイメージ(資源生産性を向上させる設備等)

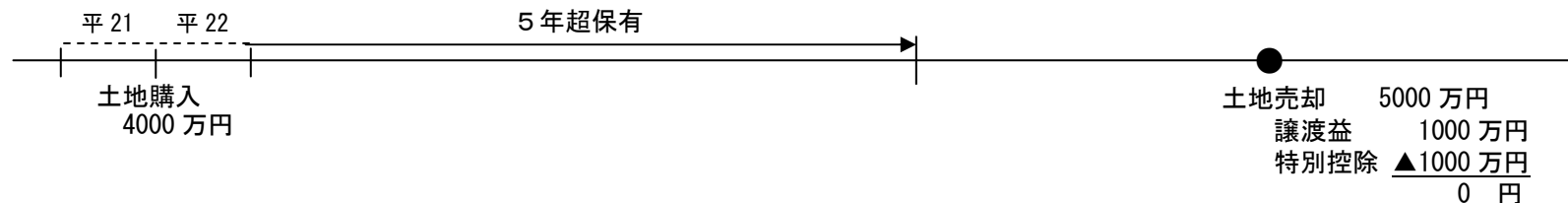


土地税制の改正

1. 平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除制度の創設

個人が、平成 21、22 年に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限る)には、その年中の譲渡所得につき 1,000 万円を非課税(特別控除)とする(措法 35 の 2)

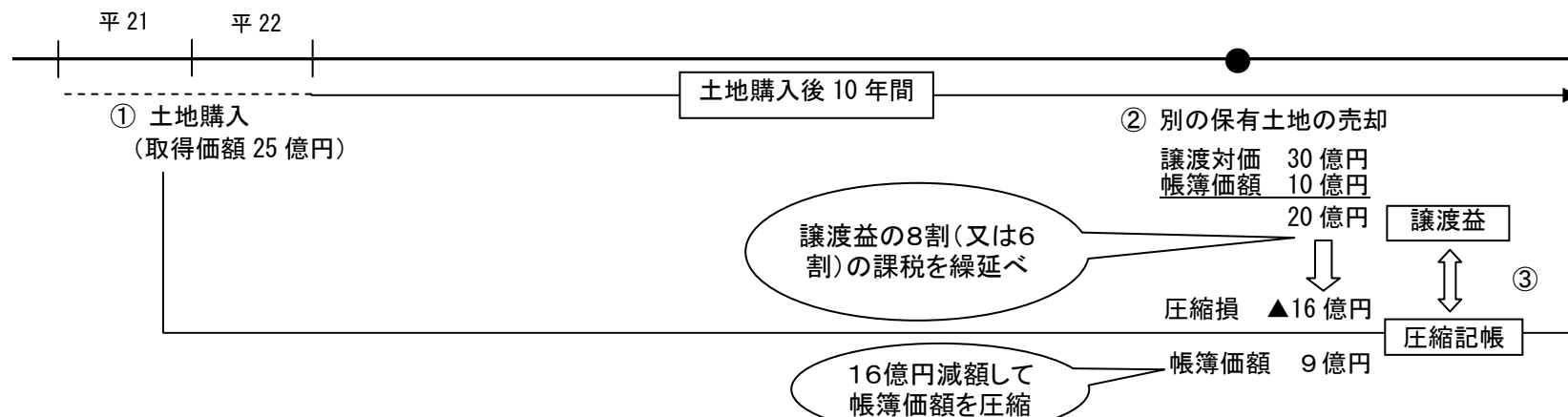
(注) 法人についても同様の措置を講ずる(措法 65 の 5 の 2、68 の 76 の 2)



2. 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設

法人が、平成21、22年に土地等を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合には、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等を譲渡したときの譲渡益の8割(22年に取得した土地等のみを当該特例の適用対象とする場合には6割)相当額を限度として課税を繰り延べる(圧縮記帳)(措法66の2、68の85の4)

(注) 個人事業者についても同様の措置を講ずる(措法 37 の 9 の 5)



3. 事業用の長期保有土地等の買換え特例の延長

〔 所有期間 10 年超の事業用土地等を譲渡し、土地等を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の 80%相当額の圧縮記帳を認める特例を 3 年間延長する（措法 65 の 7、68 の 78） 〕

中小法人等の欠損金の繰戻し還付

【改正の内容】

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができる

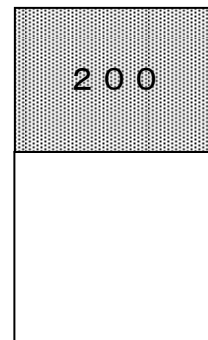
(法法 80①、81 の 31①、措法 66 の 13①、68 の 98①、改正法附則 47、62)

繰戻し還付の仕組み

前期の法人税額

$$\begin{array}{cc} \text{所得} & \text{税率} \\ 500 & \times 22\% = 110 \end{array}$$

+ 500

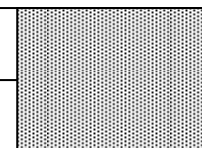


前 期

当期の還付金額

$$\begin{aligned} &= \text{前期法人税額} \times \frac{\text{当期欠損金額}}{\text{前期所得金額}} \\ &= 110 \times \frac{200}{500} = 44 \end{aligned}$$

当 期



△ 200

特定目的会社等に係る課税の特例

【改正の内容】

(1) 機関投資家の範囲の見直し

①機関投資家に沖縄振興開発金融公庫を加える（措規 22 の 18 の 4 ①）

②「特定社債が機関投資家のみによって引き受けられたものであること」及び「特定目的借入れが機関投資家からのものであること」の要件を判定する場合に、原資産を不動産とする特定目的会社が発行する特定社債、特定目的借入れ等を証券化する特定目的会社を機関投資家として判定を行う（措法 67 の 14①一ロ(2)、措令 39 の 32 の 2 ②⑧）

(2) 支払配当の額が配当可能所得の金額の 90%相当額を超えていることとする要件を、支払配当の額が配当可能利益の額の 90%相当額を超えていることとする（措法 67 の 14①二ホ、措令 39 の 32 の 2 ⑥ 等）

なお、投資法人の配当可能利益の額に負ののれん発生益の額がある場合にはその発生事業年度において配当可能利益の額から控除する等所要の調整措置を講ずる（措規 22 の 19②～⑦ 等）

(3) 投資法人に関する法令の規定において投資法人の合併交付金の取扱いが明確化されたことに伴い、損金算入の対象となる支払配当等の額に配当見合いの合併交付金が含まれることを明確化する（措法 67 の 15①、措令 39 の 32 の 3 ①）

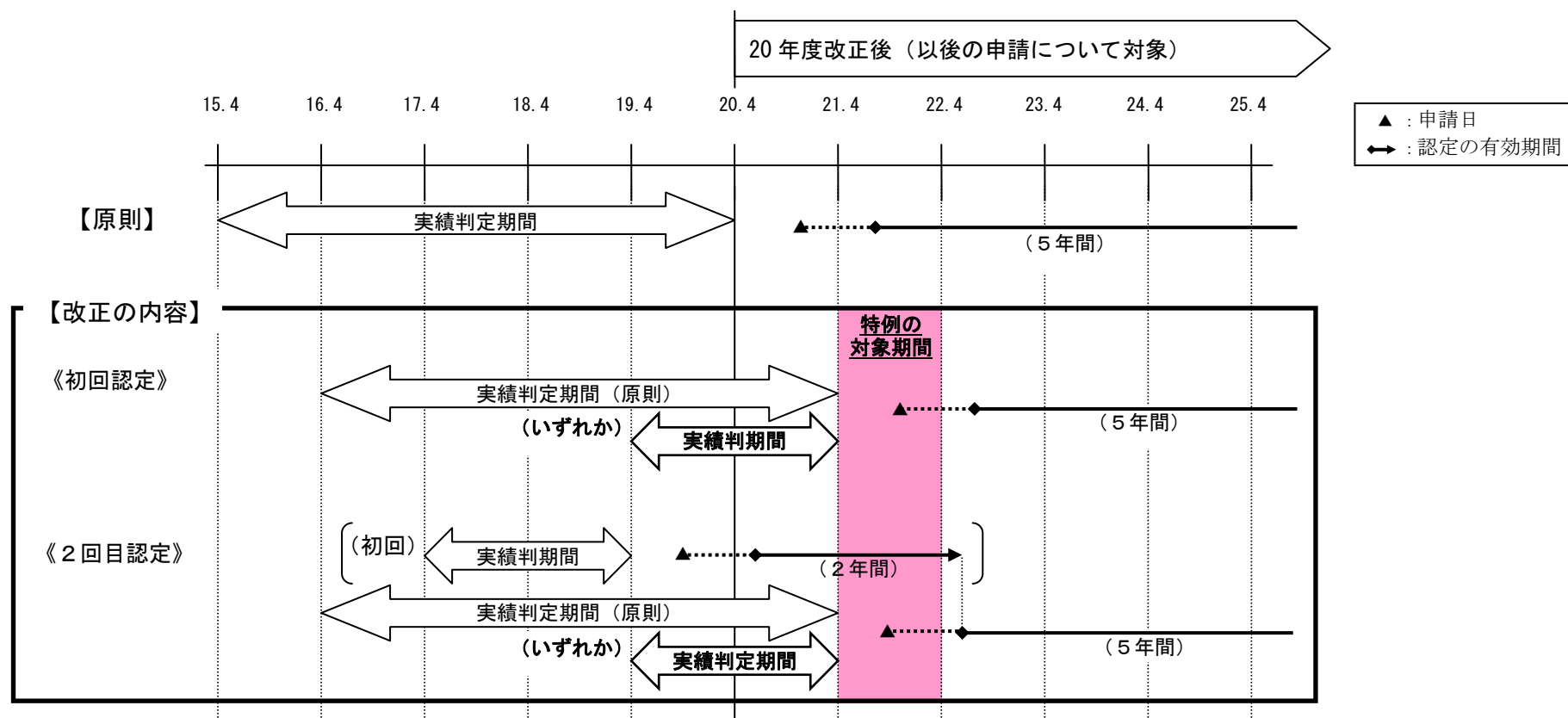
【改正前の制度の内容】

特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人又は特定投資信託に係る受託法人で、多数の投資家又は機関投資家に対して優先出資又は特定出資を発行していること等の要件を満たすものが、配当可能所得の 90%超を配当として支払っていること等の要件を満たす事業年度においては、所得の金額を限度として、その事業年度の支払配当の額を損金算入できる

認定NPO法人の認定要件の経過的な特例

【改正の内容】

パブリック・サポート・テスト等の実績判定期間（実績判定の対象となる期間）は原則として直前5事業年度であるところ、初回又は2回目の認定を受けようとするNPO法人が平成22年3月31日までに申請を行う場合には、その実績判定期間を直前2事業年度とすることができる（平成20年改正措令附則44④⑤）



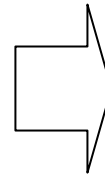
研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21、22年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成21、22年度に生ずる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする（措法42の4の2、68の9の2）

控除の上限額（改正前）

法人税額 × 20%

（注）試験研究費の一定割合を税額控除する際、控除の上限額が設定されている



控除の上限額（改正後）

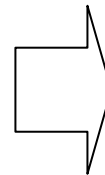
法人税額 × 30%

（平成 21・22 年度の特例）

控除限度超過額の取扱い（改正前）

翌期の法人税額から控除可能

（注）控除しきれなかった場合、その金額は翌期に発生した控除対象額と合わせて、法人税額の 20% まで控除できる



控除限度超過額の取扱い（改正後）

平成21・22年度発生分については、平成24年度までの法人税額から控除可能とする

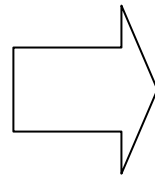
（この場合の控除の上限額：法人税額 × 30%）

中小企業の交際費課税の軽減

資本金 1 億円以下の法人に係る交際費課税について、平成21年 4 月 1 日以後に終了する事業年度（注 1）から、定額控除限度額（注 2）を400万円から600万円に引き上げる（措法61の 4 ①一、68の66①一）

定額控除限度額（改正前）

4 0 0 万円



定額控除限度額（改正後）

6 0 0 万円

- （注） 1. 既に申告している場合であっても、改正後の措置が適用される。
2. 定額控除限度額に達するまでの交際費金額の 90%を損金算入できる。